

## 入院基本料に関する事項

当院の各病棟の看護職員配置状況は次の通りです。

病棟	病床数	病床区分	1日に勤務している看護職員の人数	看護職員1人当たりの受持ち数	
				8:00~17:00	16:30~9:00
3階東	37	療養病棟入院料2	6名以上	8名以内	32名以内
3階西	50	地域包括ケア病棟1	12名以上	6名以内	20名以内
4階	40	急性期一般入院基本料4	15名以上	6名以内	14名以内

当院の各病棟の看護補助者配置状況は次の通りです。

病棟	病床数	病床区分	1日に勤務している看護補助者の人数	看護職員1人当たりの受持ち数	
				8:00~17:00	16:30~9:00
3階東	37	療養病棟入院料2	6名以上	11名以内	32名以内

## 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算について下記のとおり対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。
5. 電子処方箋の発行や電子カルテ応報共有サービスを活用できる体制を整備していく予定です。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載しています。正確な情報取得・活用をするため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解、ご協力をお願いします。

## 院内感染防止対策の取り組みについて

日浦病院（以下「当院」）では、入院・外来患者さんご家族の方々、及び全ての医療従事者を感染症の脅威から守るため、日頃より感染対策に積極的に取り組んでいます。感染対策に際しましては、当院に関わる全ての方々にご協力をお願いしておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

### 1. 院内感染対策の体制

院内感染防止対策委員会（ICC）、感染制御対策チーム（ICT）を設置し、病院全体（関連施設も含む）で感染対策に取り組んでいます。

### 2. 院内感染対策の活動

- 指針及びマニュアルに基づき、手指衛生や個人防護具（手袋・マスク・ガウン・シールドなどのPPE）を使用し、標準予防策を実践しています。
- 各種サーベイランス（手指衛生・耐性菌・抗菌薬）によるモニタリングを実施しています（JANIS、J-SIPHЕへのデータ提出）
- 適切に対策が行われるよう、定期的な院内ラウンドとミーティングを行い、感染対策のモニタリングと改善を行っています。

### 3. 職員教育

全職員に対して、年2回以上の研修会を開催し、感染症と感染対策に関するスキルの向上を図っています。

### 4. 職業感染予防について

- 入職時健診にて感染症スクリーニングを実施しています。
- 標準的な感染予防策の徹底、安全器材の導入などを行い、業務中に血液・体液に直接的に曝露されないよう努めています。
- 全職員を対象に、各種ワクチンによる予防接種を行っています。

### 5. 抗菌薬適正使用の推進

当院では、指定抗菌薬使用届出制を導入しており、抗菌薬の適正使用に努めています。

### 6. 地域の医療機関との連携

当院は、「感染対策向上加算2（連携強化加算+サーベイランス強化加算）」を算定しており、長崎大学病院感染制御センターをはじめ、地域の医療機関と連携して、感染対策を行っています。

平成30年4月作成

令和4年8月改訂

院内感染防止対策委員会

## 医療安全への取り組みについて

当院では、医療における患者さんの安全を守り、安心して医療が受けられる環境を提供するため、病院全体で組織的に医療事故防止に努めています。

### 1. 医療安全の体制

医療安全管理指針及びマニュアルを作成しています。また、院内に医療安全管理室、医療安全管理委員会、リスクマネジメント委員会を設置し、病院全体で医療安全に取り組んでいます。

### 2. 医療安全の活動

外来、病棟、各部門など病院のあらゆる所で、安全を脅かすような事例を把握するよう努めています。職員から自主的に報告されるインシデント報告（実害はないか、ごく軽微な事例）や、患者さん・ご家族から寄せられるご意見・ご指摘をもとに、事象の背景や問題点を分析し、再発防止に向けた改善策の検討・実施を行っています。

### 3. 職員の教育

全職員に対して、年2回以上の研修会を実施し、医療安全に関する知識と技術の向上を図っています。

### 4. 地域の医療機関との連携

当院では平成30年4月より「医療安全対策地域連携加算2」を算定しており、地域の医療機関との医療安全対策の連携を行っています。

### 5. 患者さん・ご家族の方へ

当院では、患者さんやご家族の方からの相談窓口を設けています。質問や気になることがありましたら、遠慮なくお尋ねください。

医療安全の取り組みは、私たち医療者だけの努力で達成できるものではありません。

患者さんやご家族のご協力も欠かせません。

安全に医療を受けて頂くために、積極的なご協力とご参加をお願いします。

令和2年3月1日

医療安全管理室

医療安全管理委員会

## 一般名処方加算に関する掲示

後発医薬品があるお薬については、患者さんへ説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

「一般名処方」とは・・・お薬の商品名ではなく、有効成分を処方せんに記載することです。

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更する可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

## 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金をお支払いいただきます。特別な料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別な料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

## 地域支援・医薬品供給対応体制に関する取り組み

当院では、患者さんに必要な医薬品を安定的に提供し、地域医療に貢献するため、以下の取り組みを行っています。

### 1. 後発医薬品の使用促進

医薬品の品質・有効性・安全性を確認したうえで、後発医薬品の積極的な使用を推進しています。医療の質を維持しつつ、医療費の適正化にも寄与することを目指しています。

### 2. 医薬品供給不足への対応体制

医薬品の供給不足が発生した場合には、

- 代替薬の確保、および医師による処方内容等の検討
- 地域の医療機関や保険薬局との連携

など、迅速かつ適切な対応が行える体制を整備しています。

※ 供給不足等により、使用する薬が変更となる可能性があります。

その際は、医師・薬剤師が説明をおこないます

### 3. 地域における医薬品供給体制の強化

地域の医療機関や保険薬局と情報共有を行い、医薬品の安定供給に向けた協力体制を構築しています。必要に応じて、医薬品の品目情報や供給状況に関する連携を行い、地域全体での医薬品確保に努めています。

### 4. 流通改善ガイドラインに基づく取り組み

医薬品の安定供給に向け、

- 単品単価交渉の実施
- 過度な頻回配送や急配依頼の抑制
- 不適切な返品抑制

など、流通改善ガイドラインに沿った運用を行っています。

当院は、これらの取り組みを通じて、地域における医薬品の安定供給と安全な医療提供に努めています。

## 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

同じ傷病での入院期間が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%が保険給付から除外されます。患者さんには保険診療の一部負担金以外に入院基本料の15%を「180日を超える入院に係る特別料金（選定療養）」として下記の料金を自己負担していただきますので、ご了承ください。

入院基本料	特別の料金
一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4	2,412円（税込）【1日につき】

## 療養の給付と直接関係ないサービス等について

当院では、「療養の給付と直接関係ないサービス等」として以下の物品を準備しております。これらの物品を使用される場合は、自己負担として以下の料金をご負担いただいております。

物品名	単価
浴衣	1枚あたり 2,000円
エンゼルパレット	1個あたり 680円
バスタオルセット	1枚あたり 500円
オーラルバイト	1本あたり 580円

※ 価格は全て税込みです。

## 食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）を届け出ており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）・適温（温冷配膳車使用）で提供しています。

### ● 一般病棟

標準負担額 (1食あたり)	一般	550円
	低所得者Ⅱ（90日以内の入院）	270円
	低所得者Ⅱ（90日超えの入院）	220円
	低所得者Ⅰ	130円

### ● 療養病棟

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額		
		食費（1食）	居住費（1日）	
一般	一般の方	550円	430円	
	一般の方（指定難病患者）	330円	0円	
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ	270円	430円	
	低所得者Ⅱ（重篤な病状等）	90日以内	270円	430円
		90日超え	220円	430円
	低所得者Ⅱ（指定難病患者）	90日以内	270円	0円
90日超え		220円	0円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ	160円	430円	
	低所得者Ⅰ（重篤な病状等）	130円	430円	
	低所得者Ⅰ（指定難病患者等）	130円	0円	